

【大量消費者※の皆さま】

※ 対象期間（令和5年1月～9月）のうち、LPガスを25 m³/月超
利用した月がひと月以上ある消費者

島根県LPガス価格高騰 緊急支援給付金申請要領

第2版（令和5年9月28日）

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業事務局

LPガス価格高騰緊急対策事業事務センター

〒690-0887

島根県松江市殿町111 松江センチュリービル3F

TEL：0852-67-3641

FAX：0852-67-3642

Email：shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp

HP：<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>

この給付金の業務の一部は、株式会社山陰中央新報社に委託しています。
申請に係る情報につきましては、本事業の目的以外には使用しません。

目次

I. 島根県L Pガス価格高騰緊急支援給付金について	
1. 目的	1
2. 実施主体	1
3. 本事業の対象者	2
4. 給付金支給額	2
5. 給付金支給までの流れ	2
6. 申請受付期間	4
7. 給付金受給の留意事項	4
8. 相談・お問い合わせ、申請先	4
申請書類の様式	5
II. Q & A	9
III. 給付金事業における公的施設の取り扱い	11

I. 島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金について

1. 目的

LPガスの消費量が多く、LPガス価格高騰の影響が大きい県内消費者（以下「消費者」という。）に対して、25 m³/月*を超過した使用量に応じた給付金を支給することで、LPガス価格高騰の影響緩和を図ることを目的としています。

※ 25 m³/月以下分は全消費者向けの値引き事業で別途負担軽減をします。

【支給の対象となる消費者】

島根県内において、ガスメーターで使用量が管理され、対象期間（令和5年1月～9月）の間に、25 m³を超える使用量の月がひと月以上ある方が対象です。

※ 液石法（質量販売を除く）及びコミュニティガス（旧簡易ガス）の対象の消費者です（高圧ガス保安法の対象の消費者は除きます）。

※ 使用料金は、基本料金、従量料金、LPガス関連機器リース代等を含みます。

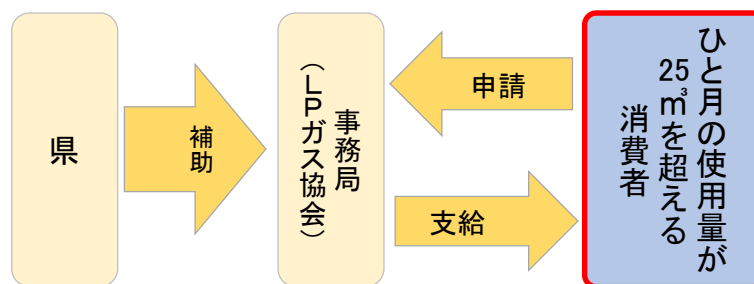
※ 詳細はQ&Aを参照してください。

2. 実施主体

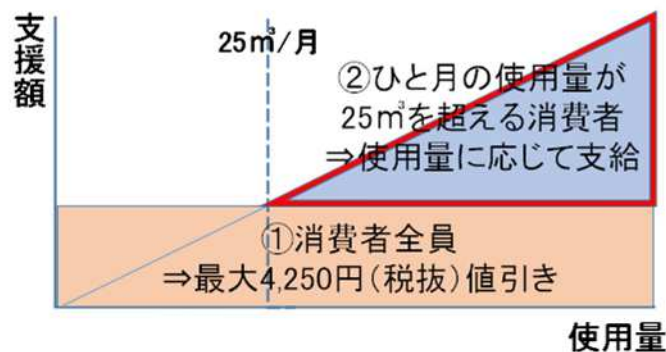
島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金は、島根県と一般社団法人島根県LPガス協会（以下「協会」という。）が「間接補助金交付事業（以下「本事業」という。）」として実施します。

※ 事業のイメージ図

(1) 給付金支給までの流れ



(2) 事業全体における位置づけ



3. 本事業の対象者（大量消費者）

本事業の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす消費者です。

- (1) ガスメーターを介してLPガスを島根県内で使用しており、対象期間（令和5年1月から9月）のうち $25 \text{ m}^3/\text{月}$ を超えて使用した月がひと月以上あること。
 - ※ 契約しているガスメーター単位で申請してください。
 - ※ 販売店の発行する請求書・領収書等に記載されている使用期間（9月分の例：8/17～9/16 または 9/17～10/16 のいずれか）をひと月分とします。
- (2) 申請時点で島根県内に居住若しくは事業所等を有すること。
- (3) 国・県・市町村および国・県・市町村から委託または補助等でLPガス料金が補填される施設の管理者でないこと。
 - ※ 詳しくは、別紙「給付金事業における公的施設の取り扱い」をご確認ください。
- (4) その他補助金等によりLPガス料金に対する支援（補助率等は問わない）を受けていないこと。
- (5) 島根県税の滞納がないこと。
- (6) 申請事業者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること。
- (7) 社会通念上、給付金交付を受けることが相応しくない者[※]でないこと。
 - ※ ① 提出書類に虚偽の記載がある者
 - ② 申請要領に違反または著しく逸脱した行為をする者
 - ③ 不正行為をする者

4. 給付金支給額【上限額 1,200,000 円/月（9月分は 600,000 円/月）】

使用量[※] $25 \text{ m}^3/\text{月}$ の超過分 $\times 20 \text{ 円}/\text{m}^3$ （9月分は $\times 10 \text{ 円}/\text{m}^3$ ）

※ 島根県内でガスメーターを介したLPガス使用量

例①：令和5年1月の購入量が 300 m^3 の場合

➢ $(300 \text{ m}^3 - 25 \text{ m}^3) \times 20 \text{ 円}/\text{m}^3 = 5,500 \text{ 円}$

例②：令和5年1月の購入量が $70,000 \text{ m}^3$ の場合

➢ $(70,000 \text{ m}^3 - 25 \text{ m}^3) \times 20 \text{ 円}/\text{m}^3 = 1,399,500 \text{ 円}$

→ 上限額を超えているため給付金額は「1,200,000 円」

例③：令和5年9月の購入量が 300 m^3 の場合

➢ $(300 \text{ m}^3 - 25 \text{ m}^3) \times 10 \text{ 円}/\text{m}^3 = 2,750 \text{ 円}$

※ 9月分は $\times 10 \text{ 円}/\text{m}^3$

5. 給付金支給までの流れ

(1) 事前準備

対象期間（令和5年1月から9月）の間にひと月のLPガス使用料が 25 m^3 を超えた実績が分かる書類（検針票、領収書、請求書等）と通帳の写し（表紙および表紙の裏面部分）を用意してください。

※ LPガス使用量が分かる書類を紛失した場合は、ご契約のガス販売店へご相談ください。

※ 口座情報として、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金

種別、口座番号、口座名義（漢字・カナ）を確認しますので、通帳の写しは表紙だけでなく表紙の裏面部分も準備してください。

(2) 実績報告兼交付申請

オンライン申請の場合

事務局 HP「島根県 LP ガス価格高騰緊急対策事業」(<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>) にアクセスしてください。HP 内の（ガスメーターをご利用の方）「オンライン申請はコチラ」から入力画面に移り、使用実績等の必要事項を入力、(1)で準備いただいた書類データを添付し、申請してください。

※ メーター毎に給付金申請が必要です。

※ 入力の途中で内容の一時保存はできません。事前に HP 内の（ガスメーターをご利用の方）「オンライン申請が難しい方はこちら」から「(様式第 1 号) (大量消費者用) LP ガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書」をダウンロードしていただき、入力内容の確認や下書きの準備等のご対応をお願いします。

※ 通帳等をご確認いただき必要事項をご入力ください（ゆうちょ銀行口座の場合、通帳見開きページ記載の口座番号をご入力ください）。

※ (1)で準備いただいた書類は、PDF 等データファイルに変換し、添付してください。

オンライン申請が難しいため郵送等により申請する場合

事務局 HP「島根県 LP ガス価格高騰緊急対策事業」(<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>) にアクセスしてください。HP 内の（ガスメーターをご利用の方）「オンライン申請が難しい方はこちら」から「(様式第 1 号) (大量消費者用) LP ガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書」をダウンロードしていただき、使用実績等の必要事項を記入、(1)で準備いただいた書類を添付し、郵送等で申請してください。

※ メーター毎に給付金申請が必要です。

※ 通帳等をご確認いただき必要事項をご記入ください（ゆうちょ銀行口座の場合、通帳見開きページ記載の口座番号をご記入ください）。

(3) 給付金支給

「(様式第 2 号) (大量消費者用) 島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金額の確定通知書」にて、給付金額確定のお知らせをします。その後、給付金実績報告書兼申請書に記載された口座へ給付金を振込みます。

※ 申請書受付から給付金支給まで概ね 1 ヶ月程度を予定しています。

※ 「LP ガス」の名義で振り込みます。

6. 申請受付期間

令和5年10月2日（月）～令和5年12月11日（月）

※ オンライン申請・・・令和5年12月11日（月）17時まで
郵送による申請・・・令和5年12月11日（月）必着

7. 給付金受給の留意事項

(1) 使用実績、使用場所の確認

使用実績等について、LPガス価格高騰緊急対策事業事務センターから販売事業者を確認することがあります。また、使用場所の現地確認を行う場合があります。

(2) 関係書類の保管

本事業の関係書類は、給付金支給後5年間保存してください。

(3) 虚偽や法令違反が判明した場合

本事業は「補助金適正化法」に基づき実施されます。もし給付金の不正受給が行われた場合には、交付決定の取消・返還命令、不正内容の公表等や、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、申請書類や実績報告書類の記載内容に虚偽がある場合や法令違反が明らかなる場合は、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消、交付済み給付金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性がありますので、事実と異なる記載内容とならないようご注意ください。

8. 相談・お問い合わせ、申請先

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業事務局

LPガス価格高騰緊急対策事業 事務センター

〒690-0887

島根県松江市殿町111 松江センチュリービル3F

TEL：0852-67-3641 FAX：0852-67-3642

Email：shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp

HP：<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>



ホームページ

QRコード

LPガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書

一般社団法人島根県LPガス協会 会長 様

所在地
名称
代表者

担当者	
電話番号	
E-mail	

島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記のとおり補助金実績報告及び補助金交付申請をします。

記

1. 事前に了承いただきたい事項 ※確認のうえ、チェックをつけてください。
- 島根県税の滞納はありません。
 - 暴力団等の反社会勢力との関係を有していません。
 - 他のLPガス価格高騰にかかる支援や補助金等の交付を受けていません。
 - 使用実績等について、LPガス価格高騰緊急対策事業事務センターから販売事業者に確認することに同意します。また、使用場所の現地確認を行う場合があることに同意します。

2. 実績報告及び交付申請 ※各月のLPガス使用量がわかる請求書等を添付ください。
※原則、申請者名称と請求書等の名義は一致している必要がありますが、異なる場合は、請求書等に同一の者である旨、記載をしてください。

(単位：m³・円)

月	使用量 (m ³)		給付金額
	A ※小数点第一位まで。第二位以下は切捨て	A - 25m ³ = B ※Aが25m ³ 以下の場合0表示	B × 20円 (9月は×10円) ※上限120万円 (9月は60万円)
1月分			
2月分			
3月分			
4月分			
5月分			
6月分			
7月分			
8月分			
9月分			
合計			

申請額		円
------------	--	---

3. 給付金振込口座 ※ 口座を確認できる通帳ページ (①表紙および②表紙の裏面で下記の情報を記載のページ) の写しを添付ください。
※ 通帳等をご確認いただき必要事項をご記入ください (ゆうちょ銀行口座の場合、通帳見開きページ記載の口座番号をご記入ください)。

(フリガナ) 金融機関名		金融機関コード				
(フリガナ) 支店名	支店	支店コード				
預金種別 (該当に○)	1. 普通 2. 当座					
口座番号						
口座名義 (カナ)						
口座名義 (漢字)						

LPガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書

一般社団法人島根県LPガス協会 会長 様

所在地 松江市殿町1番地
名称 株式会社 島根〇〇
代表者 代表取締役 島根 太郎

Table with 2 columns: Field (担当者, 電話番号, E-mail) and Value (島根 花子, 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇, shimane@pref.shimane)

島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記のとおり補助金実績報告及び補助金交付申請をします。

記

1. 事前に了承いただきたい事項 ※確認のうえ、チェックをつけてください。

- 島根県税の滞納はありません。
暴力団等の反社会勢力との関係を有していません。
他のLPガス価格高騰にかかる支援や補助金等の交付を受けていません。
使用実績等について、LPガス価格高騰緊急対策事業事務センターから販売事業者を確認することに同意します。また、使用場所の現地確認を行う場合があることに同意します。

2. 実績報告及び交付申請 ※各月のLPガス使用量がわかる請求書等を添付ください。
※原則、申請者名称と請求書等の名義は一致している必要がありますが、異なる場合は、請求書等に同一の者である旨、記載してください。

(単位：m³・円)

Main table with columns: 月, 使用量 (m³), 給付金額. Includes handwritten annotations and arrows pointing to specific values.

Summary row: 申請額 1,215,250 円

3. 給付金振込口座 ※ 口座を確認できる通帳ページ (①表紙および②表紙の裏面で下記の情報を記載のページ) の写しを添付ください。

※ 通帳等をご確認いただき必要事項をご記入ください (ゆうちょ銀行口座の場合、通帳見開きページ記載の口座番号をご記入ください)。

Bank account information table with fields: 金融機関名, 支店名, 預金種別, 口座番号, 口座名義 (カナ), 口座名義 (漢字).

(様式第1号 別紙)

大量消費者用

LPガス使用実績に係る証明書 (令和5年1月～9月分)

(使用した消費者)

所在地

名称

代表者

使用期間 (記入例) 8/17～9/16	使用量 (m ³)
1月分 (/ ~ /)	
2月分 (/ ~ /)	
3月分 (/ ~ /)	
4月分 (/ ~ /)	
5月分 (/ ~ /)	
6月分 (/ ~ /)	
7月分 (/ ~ /)	
8月分 (/ ~ /)	
9月分 (/ ~ /)	
合計	

上記の使用実績について、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(LPガス販売事業者)

事業者名

代表者職・氏名

販売登録番号

印

※ 販売店の発行する請求書・領収書等に記載されている使用期間 (9月分の例: 8/17～9/16または9/17～10/16のいずれか) をひと月分とします。

※ 複数のメーターについて使用実績を証明する場合、1つのメーターにつき1枚、本様式をご使用ください。

(様式第2号)

大量消費者用

令和5年 月 日

島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金額の確定通知書

申請者〇〇 様

島根県LPガス協会 会長
(公印省略)

令和〇年〇月〇日付けで提出のあった実績報告書兼交付申請書について、下記のとおり給付金の額を確定したので通知します。

記

確定額 〇〇〇〇〇円

Ⅱ. Q&A（大量消費者向け）

No.	分類	質 問	回 答	備 考
1	目的	事業の目的及び趣旨は何か？	L Pガスを多く利用している県内消費者に補助金を支給することで、L Pガス価格高騰の負担軽減を図ることが目的です。	
2	申請	給付を受けるために手続きは必要か？	事務局へ申請が必要です。	
3	対象	25m ³ /月超の利用はどうやって確認するか？	販売店が発行する検針票、請求書、領収書等により、契約しているガスメーター単位で対象期間（令和5年1月から9月）の単月の使用量が25m ³ /月超かどうか確認してください。	第2版で更新
4	対象	対象期間のひと月の考え方は？	販売店が発行する検針票、請求書、領収書等に記載されている使用期間の区切りに従います。（9月分の例：「8/17～9/16」、「9/17～10/16」等）	
5	対象	対象期間（令和5年1月から9月）の具体的な考え方は？	販売店が発行する検針票、請求書、領収書等に記載されている使用期間をご確認いただき、例えば毎月16日検針の場合、「8/17～9/16」または「9/17～10/16」のいずれかを9月検針分として決めていただきます。そこを起点に令和5年1月検針分までさかのぼり対象とします。 ※9月検針分は、9月使用分を1日以上含んでいるものから決めていただきます。 ※使用期間についてご不明な場合は、契約のガス販売店へお問い合わせください。	第2版で更新
6	対象	対象期間（令和5年1月から9月）の使用量の合計が25m ³ 超になる場合、対象になるか？	対象になりません。契約しているガスメーター単位で対象期間（令和5年1月から9月）における単月使用量が25m ³ 超の場合、対象になります。	第2版で更新
7	対象	対象期間（令和5年1月から9月検針分）の平均使用量が25m ³ /月超になれば、対象と考えたらよいのか？	平均ではなく単月で判断します。対象期間（令和5年1月から9月検針分）の中に、25m ³ 超の利用月があれば対象です。	
8	対象	県内で大量にLPガスを利用しているが、令和5年9月の請求がたまたま0円になる場合は対象になるか？	契約しているガスメーター単位で対象期間（令和5年1月から9月検針分）の間に、25m ³ 超の利用月があれば対象です。	第2版で更新
9	転居	県内で大量にL Pガスを利用していたが、申請までに県外へ転居する場合は対象になるか？	申請時点において、県内に居住もしくは事業所等を有していない方は対象になりません。	
10	対象	法人又は個人事業として、県内で大量にL Pガスを利用していたが、申請までに廃業する場合は対象になるか？	申請時点において、県内に供給施設がない場合は対象になりません。	
11	対象	コミュニティガス（旧簡易ガス）の契約は対象か？	対象になります。	
12	対象	市役所や公民館等は支給の対象か？	「国・県・市町村」および「国・県・市町村から委託または補助等でL Pガス料金が補填される施設の管理者」は対象になりません。ただし、施設の利用者がL Pガス料金を全額負担している場合は対象になります。詳しくは、別紙「給付金事業における公的施設の取り扱い」を参照ください。	第2版で更新
13	対象	メーターで使用量を管理しているが、高圧ガス保安法に該当する工業利用をしている先は本給付金の対象か？それとも高圧ガス購入者向け給付金の対象か？	本給付金や値引きの対象でなく、高圧ガス購入者向け給付金の対象です。	
14	申請	検針票や請求書等を紛失した場合は再発行できるか？	ご契約されているL Pガス販売事業者へご相談してください。	

<第2版追加分>

No.	分類	質 問	回 答	備 考
15	対象	（前提）事業者の場合 事務所部分はメーターにより管理されたLPガスを給湯等に利用していて、工場部分はタンクで供給を受けLPガスを利用している場合、値引きや給付金はどうか？	事務所部分は値引きの対象になり、また対象期間（令和5年1月から9月）の間にメーター単位で25m ³ /月超の利用があれば給付金の対象にもなります。工場部分は給付金の対象になります。自身がどの給付金の対象か不明な場合は、契約のガス販売店へご確認ください。	第2版で追加
16	対象	大量消費していたが5月にLPガスを途中解約した。住所は県内のままで、現在は都市ガスを利用しているが対象か？	現在契約がない場合も、契約していたガスメーター単位で対象期間（令和5年1月から9月）に単月使用量が25m ³ 超の月があり、住所が県内のままであれば対象です。	第2版で追加
17	対象	島根県「医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金」を受け取る場合、給付金の対象から除外されるか？	対象から除外されません。	第2版で追加

No.	分類	質 問	回 答	備 考
18	申請	大量消費のメーターが複数あり、それぞれの使用量について請求されている場合、メーターそれぞれについて申請が必要か？	メーターそれぞれについて申請が必要です。	第2版で追加
19	その他	給付金は、法人税や所得税の課税対象になりますか。	本給付金は、通常の補助金・給付金と同様に、課税されることが考えられますが、課税対象となるかどうかについては、お近くの税務署や税理士にご確認ください。	第2版 10/24で追加
20	その他	給付金は、消費税の課税対象か。	給付金は、消費税の課税対象ではなく、消費税を含みません。	第2版 10/24で追加
21	申請	給付金の申請書で「ほかのLPガス価格高騰に係る支援や補助金などの交付を受けていません」とあるが、島根県からガスの値引きを受けている。申請できるのか。	申請できます。	第2版 10/24で追加

給付金事業における公的施設の取り扱い

Q 公的施設について、給付金の支給対象となるか？

A 次の①・②に該当する場合は対象になりません

- ① LPガスの契約主体が国・県・市町村である場合
- ② LPガス料金に国・県・市町村からの委託費または補助金等が充当されている場合

【ポイント】

- ① について、LPガスの契約主体が国、地方公共団体の場合は申請できません
- ② について、LPガス料金に一部であっても公金が充当されている場合は支給の対象外になります

一方、LPガス料金に公金が全く充当されていない場合、支給の対象に含まれます

<具体例①>

- ・ 施設の運営にかかる国、地方公共団体等からの委託費や補助金の対象にLPガス料金が含まれておらず、全額、施設の管理者がLPガス料金を負担している場合

<具体例②>

- ・ 施設の利用者がLPガス料金を全額負担している場合